

令和4年度 第211回佐用町農業委員会会議録

令和4年12月22日、午前8時00分 佐用町役場本館301会議室にて召集した。

1. 出席者は次のとおりです。

	2番 山本 孝行	3番 蔭山 武喜
4番 大谷 明		6番 福田 範康
7番 竹内 辰巳	8番 間嶋 義弘	9番 松岡 英雄
10番 福原 正幸	11番 金谷 隆志	12番 花井 義信
13番 古川 由美		

2. 欠席委員は次のとおりです。

5番 安本 隆己		

3. 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名は次のとおりです。

農地利用最適化推進委員 横山 隆夫・梅本 正見・陰山 哲博・
高本 耕作・淡路 剛・柿本 美満夫・谷口 茂博
事務局長 井土 達也、書記 押田 晃英・波戸 雄太

4. 会議案件は次のとおりです。

- (1) 会議録署名委員指名
- (2) 報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (3) 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
- (4) 議案第2号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第3号 非農地証明の交付申請について
- (6) 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5. 会議の顛末は次のとおりです。

事務局 定刻となりましたのでただいまより始めさせていただきます。それでは、会長からあいさつをお願いいたします。

議長(福田会長) おはようございます。早朝よりお集まりいただきありがとうございます。早朝の開催となるとなにかと慌ただしくなります。通常であれば午後の開催でございますが、委員会の後視察研修という日程になっております。速やかな議事進行に努めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、佐用町農業委員会第211回12月定例委員会を開催いたします。本日

の欠席委員は5番安本委員です。したがって、ただいまの出席委員は11名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議が成立しております。次に、佐用町農業委員会会議規則第12条第1項の規定に基づき、署名委員を指名させていただきます。9番の松岡委員と10番の福原委員をお願いいたします。それでは、ただいまから議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年12月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」4件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局より報告がありました、この案件につきまして、何かご意見質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見等がないようですので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは、報告第1号の案件につきましては承認されました。次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年12月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」5件の申請がありました。

(議案第1号、議案書をもとに朗読)

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番の案件につきまして、蔭山委員より説明願います。

3番(蔭山委員) 議席番号3番の蔭山です。議案第1号1番の案件について説明いたします。

資料は1ページからになります。現地確認について12月12日11時より、事務局の押田さん、波戸さん、■■■■行政書士と■■■■さんと私の5名で行いました。申請場所は資料にありますように、佐用駅前の県道作用停車場線を上月方面へ1kmほどにある■■■■の前を左にまがり、姫新線を渡り右へ100mのところにあります。譲渡人の■■■■さんは高齢で農地の管理に苦慮していて、近隣の方に相談していたところ、譲受人の■■■■さんもこの農地が自分の田の隣にあることから、他人にわたるより自分が管理した方が良いと判断し、話し合いの結果合意に至ったので今回の申請になりました。譲受人の■■■■さんは、5号の下限面積についても問題ありません。その他の第3条第2項各号にはいずれも該当しません。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 審議に入ります。1 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。続いて 2 番の案件につきまして、大谷委員より説明をお願いします。

4 番（大谷委員）議席番号 4 番の大谷です。議案第 1 号 2 番の案件について説明いたします。

資料は 6 ページから 10 ページになります。現地確認については、令和 4 年 12 月 13 日 9 時より、事務局の押田さん、波戸さん、当事者である譲受人の■■■■氏と私の 4 名で行いました。申請地の所在は佐用町庵です。位置図と所在図のとおり、国道 373 号線を平福から県道上三河・平福線を桑野方面へ約 1.3km ほど行った下庵の集落内になります。本案件は第 206 回、第 209 回の農業委員会において 3 条許可申請に引き続いて、■■■■市在住の■■■■さんの佐用における農地を含む財産処分の案件です。繰り返しの説明になりますが、平成 26 年に一人暮らしのお父さんを亡くされて、農地の全てを相続されました。勤め先の定年後にはこちらへ帰る予定でしたが、すでに■■■■歳で体調も悪く、住宅も空き家バンクに登録されて仮契約の段階となっています。今回の申請地は資料のとおりです。現在も茶畑として耕作されています。佐用町■■■■在住の■■■■さんと、茶畑を守るために無償での所有権移転ということで話がまとまりました。3 条許可基準に関する事項についてですが、1 号は農地を全て耕作されており、農業歴 8 年で大型機械等は一式保有されています。特に今回購入の茶畑については貴重なお茶であり収穫後の販売ルートも計画されており問題ありません。2 号は法人ではなく個人ですので問題ありません。3 号は信託要件でないので問題ありません。4 号の農作業常時要件は、本人が 200 日、妻が 100 日従事されており、■■■■と庵ではやや遠距離となりますが茶畑の管理としては問題ないそうです。5 号の下限面積ですが、取得後の経営面積は水稻・野菜・今回申請の茶畑を含めて 3,000 m²をはるかに超え、問題ありません。6 号は登記簿のとおり問題ありません。7 号は農業者として農道・水路等の共同利用や施設の取り決めを順守し、農業の維持発展に協力しますとのことで問題ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。2 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは 2 番の案件につきましては承認されました。続いて 3 番の案件につきましては、担当委員が私ですので、議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。

職務代理 失礼します。それでは議事を進行します。3番の案件につきまして、福田委員より説明をお願いします。

6番（福田委員）議席番号6番の福田です。議案第1号3番の案件について説明いたします。資料は11ページから14ページになります。現地確認については、令和4年12月7日9時より、申請者の■■■■さん、事務局の押田さん、波戸さん、私の4名で行いました。申請場所は国道79号線佐用町実栗交差点から県道240号線を江川方面へ約8km北方面へ行き、豊福集落内旧江川小学校南側の高台に位置します。■■■■さんは約50年前に父親が申請地を購入し、それ以来茶畑として管理をしていましたが、現在は茶畑をやめて畑地として管理をしています。この程登記がされていないことに気づき、譲渡人の■■■■さんに相談して承諾を受け、今回の申請となりました。3条許可基準については、譲受人は1号、2号、3号、4号について、年間250日従事されており、家族1人も手伝っていて問題ありません。5号の下限面積については取得後の面積が8,740㎡以上となるため問題ありません。6号、7号も地元どうしでするので問題ありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理 審議に入ります。3番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

職務代理 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

職務代理 それでは3番の案件につきましては承認されました。次の案件からは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会 長 それでは議事を進行します。4番と5番の案件につきまして、古川委員より説明をお願いします。

13番（古川委員）議席番号13番の古川です。議案第1号4番の案件について説明いたします。資料は15ページからになります。現地確認については、令和4年12月12日9時より、事務局の押田さん、波戸さん、譲受人の■■■■さんと私で行いました。申請場所は資料にありますように、国道179号線林崎集落西行の道路沿いにあります。申請人の■■■■さんは■■■■に住んでいらっしゃいましたが、この度空き家バンクに登録されていた物件を購入されました。本物件には別段面積指定農地がついていたため今回の申請となりました。譲受人の■■■■さんは農業経験はありませんが、夫婦で工夫しながら譲りうけた農機具を使って野菜を作りたいとのこと。年間従事日数は60日程度、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加も予定されています。また、3条2項の他の各号には該当せず、その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしく願いいたします。

続いて議案第1号5番の案件について説明いたします。資料は23ページからになります。現地確認については、令和4年12月12日9時20分より、事務局の押田

さん、波戸さん、行政書士の■■■さん、■■■さんと私で行いました。申請場所は資料にありますように、県道宍粟下徳久線の道沿いにある西徳久公民館の裏手にあります。申請人の■■■さんは■■■在住で、今まで管理は地元営農組合に依頼されていましたが、今回利用権設定の切り替えにあたり、申請地のそばに住んでいらっしゃる■■■さんが農地拡大のため譲ってほしいとのことで話がまとまり、今回の申請になりました。譲受人の■■■さんは農業経験もあり、現在も近隣の農地2,526㎡を耕作されていて、今回の農地を合わせると3,283㎡となります。年間従事日数は300日程度、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決め順守、獣害被害対策への協力も行うとのことですので問題ありません。また、3条2項の他の各号には該当せず、その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。4番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは4番の案件につきましては承認されました。次に5番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは5番の案件につきましては承認されました。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年12月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」4件の申請がありました。

（議案第2号、議案書をもとに朗読）

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番と2番の案件につきまして、山本委員より説明願います。

2番（山本委員）議席番号2番の山本です。議案第2号1番の案件について説明いたします。

資料は27ページから31ページです。現地確認は12月9日14時より、事務局の2名と■■■事務所の1名と私の4名で行いました。申請地は県道124号宮原力万線を旧幕山小学校から2.1kmほど北に行った才金集落になります。この集落は熊井谷と大地谷に分かれています。その三叉路に位置します。申請地は農用地外であり、集落で獣害防止のために囲った金網の外側に位置しているため耕作はで

きず、保全管理のみされています。4年ほど前に右隣から三叉路までソーラーが設置されました。申請の経緯について説明いたします。譲渡人の■■■さんは高齢により将来について案じていたところ、この度譲受人より話があり、合意にいたり今回の申請となりました。譲受人は太陽光発電を生業とする会社です。自治会長、水利権者、土地隣接者の同意書も得られています。残高証明書にて金銭的にも問題ありません。以上をもちまして本案件は許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしく申し上げます。引き続き議案第2号2番の案件について説明いたします。現地確認は1番の後に引き続き行いました。申請地は1番の案件から500mほど県境寄りになります。集落の一番奥の家の前に位置します。農用地外で地目は畑、現況も畑で保全管理されており、右隣にもソーラーが設置されています。譲渡人は■■■市に居を構えており、昨年相続人より土地を譲り受けられました。墓参りのときに保全管理されています。管理に困っていたところ譲受人より話があり、合意にいたり今回の申請となりました。自治会長、水利権者、土地隣接者の同意書も得られています。残高証明書にて金銭的にも問題ありません。以上をもちまして本案件は許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 審議については1件ずつ行います。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に2番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。続いて、3番の案件につきまして、古川委員より説明願います。

13番（古川委員）議席番号13番の古川です。議案第2号3番の案件について説明いたします。

資料は37ページからになります。現地確認については12月12日9時40分から、事務局の押田さん、波戸さん、■■■行政書士と私で行いました。申請場所は下徳久集落にあり、姫新線播磨徳久駅の裏手にあります。借受人は町道移設工事に伴い露天資材置場を買収され、新たな土地を探していたところ、今回の申請地が最適と考え、貸付人との合意ができたためこの度の申請となりました。立地基準による判断については特に問題ありません。一般基準については、資力、信用についても特に問題なく、計画内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の影響等についても隣接者の同意書、自治会長、水利代表者の同意書も得られていること

から問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 審議に入ります。3番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。続いて、4番の案件につきまして、福原委員より説明願ひます。

10番（福原委員）議席番号10番の福原です。議案第2号4番の案件について説明いたします。

資料は43ページから49ページです。現地確認は12月5日10時より、登記事務所の■■■■さん、事務局の押田さん、波戸さんと私の4名で行いました。申請場所は資料にありますように、西下野の■■■■■■■■■■の前の路地を50mほど入った左手になります。譲受人は譲渡人より売買の話があり、以前より借地して、売買のため調査したところ、本申請地の地目が畑であったことが判明し、今回の申請にいたりました。申請地の状況は資料49ページのように碎石が敷いてあり、駐車場となっております。自治会長、農会長の証明書も添付されています。立地基準による判断については、特に問題ありません。一般基準による判断については、資力、信用については金融機関の残高証明により確認し、周辺農地の影響等についても自治会長、水利代表者の同意書も得られ問題ないと思います。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 審議に入ります。4番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは4番の案件につきましては承認されました。次に、議案第3号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第3号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について、非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和4年12月22日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」5件の申請がありました。
（議案第3号、議案書をもとに朗読）

議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて1番と2番と3番の案件につきまして、蔭山委員より説明願ひます。

3番（蔭山委員）議席番号3番の蔭山です。議案第3号1番の案件について説明いたします。

資料は50ページからになります。現地確認について12月12日10時30分より、事務局の押田さん、波戸さん、行政書士の■■■■さんと私の4名で行いました。申請場所は資料にありますように、国道179号線沿いにある西山会館より30mほど

のところにあります。申請人は父親名義の土地の相続登記をする目的で土地の調査をしたところ、登記簿上の地目が田のままになっていることがわかり、周囲の状況からみても農地に復元することは不可能であることから地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。現況は昭和 56 年に住宅と物置を建築し、翌年物置に合体するように鉄骨造りの物置を増築し、現在に至っていました。自治会長、水利代表者の同意、本人の始末書も添付されています。申請地は非農地となつてから 20 年以上経過していることも認められ、周囲の状況からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第 3 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 64 ページからになります。現地確認について 12 月 12 日 11 時 20 分より、事務局の押田さん、波戸さん、行政書士の■■■さん、■■■さんと私の 5 名で行いました。申請場所は資料にありますように、佐用高校校門前の町道を北へ 500m ほど行ったところから佐用動物病院を挟んで町道より山側へ少し入った所にあります。申請人は現在■■■市で生活しており、将来的にも佐用に帰ってくることはないと考えられていて、佐用町の空き家バンク制度を利用してバンクに登録するため自宅周辺の土地調査を行ったところ、地目が畑のままであることが判明し、周囲の状況からみても農地に復元することは不可能であることから地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。現況は昭和 36 年ごろに物置や倉庫、そして一部を駐車場として利用し、現在に至っていました。自治会長、水利代表者の同意、本人の始末書も添付されています。申請地は非農地となつてから 20 年以上経過していることも認められ、周囲の状況からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。続いて、議案第 3 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 57 ページからになります。現地確認について 12 月 12 日 11 時 40 分より、事務局の押田さん、波戸さん、行政書士の■■■さん、■■■さんと私の 5 名で行いました。申請場所は資料にありますように、国道 179 号線沿いの■■■■■のところにある実栗の信号を北へ 1km ほど行ったところにある県道 240 号線の江川方面にあるガソリンスタンドから 30m ほど行った所を右に曲がり、200m くらいのところにあります。申請人の■■■■■さんは現在■■■市、■■■■■さんは■■■■■市で生活しており、将来的にも佐用に帰ってくることはないと考えられていて、佐用町の空き家バンク制度を利用してバンクに登録するため相続登記を行ったところ、地目が畑のままであることが判明し、周囲の状況からみても農地に復元することは不可能であることから地目変更を行いたいとのことで本申請に至っています。現況は昭和 50 年ごろに居宅、物置を建設され、さらに平成 8 年ごろに車庫、物置を増設

されています。自治会長、水利代表者の同意、本人の始末書も添付されています。申請地は非農地となつてから20年以上経過していることも認められ、周囲の状況からみても非農地としても特段の影響がないと見込まれます。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議については1件ずつ行います。1番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。つづいて、2番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは2番の案件につきましては承認されました。つづいて、3番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全 員 はい。

議 長 それでは3番の案件につきましては承認されました。続いて4番の案件につきまして、福原委員より説明願います。

10番(福原委員) 議席番号10番の福原です。議案第3号4番の案件について説明いたします。

資料は72ページから78ページです。現地確認は12月5日14時30分より、司法書士の■■■さん、事務局の押田さん、波戸さんと私の4名で行いました。申請場所は資料にありますように、中三河の大森神社南側の谷川の隣になります。申請人は令和2年3月に相続されましたが、■■■県在住のため確認せずにいましたが、所有地を調査したところ、本申請地の地目が宅地でなく農地であったため本申請にいたりました。申請地の状況は資料78ページのように車庫になっていました。また、この土地には昔から古い木造建物があったのが、平成20年ごろに取り壊された後、隣の■■■氏に賃貸し、■■■氏が舗装して車庫をたて、本日まで利用しているとのことです。自治会長の証明書も添付されています。先ほどのことは非農地証明の3-2農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。隣接者の同意も得られており、その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。4番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。続いて 5 番の案件につきまして、花井委員より説明願います。

12 番（花井委員）議席番号 12 番の花井です。議案第 3 号 5 番の案件について説明いたします。

資料は 79 ページから 84 ページです。現地確認は 12 月 7 日 10 時より、事務局の押田さん、波戸さん、申請者代理人■■■■さんと私の 4 名で行いました。現状は 84 ページのとおり山林化しています。申請場所は資料にありますように、国道 179 号線徳久三日月末広境界付近のため池から 100m 西側に位置しています。申請人は山林化した土地の管理が困難になり、隣接で開発されている業者に移譲を考えられていたところ、本件土地の登記が畑であることが判明し、地目変更を行いたいとのことで本申請にいたっています。現況は昭和 40 年ごろから植林し山林として使用し現在は杉林となっています。昭和 40 年以前は桑の木畑として使用していた模様です。その状況経過等については地元自治会長の証明が添付されており、水利代表の同意、無断転用についての始末書も提出されています。本案件は、非農地証明の 3-2 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。隣接者の同意も得られており、その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして、本案件については許可が相当であると考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 審議に入ります。5 番の案件につきまして何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 意見等が無いようでありますので、承認してよろしいですか。

全員 はい。

議長 それでは 5 番の案件につきましては承認されました。続いて、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 12 月 22 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」

（議案第 4 号、議案書をもとに朗読）

議長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見、質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 意見等が無いようですので、決定してよろしいですか。

全員 はい。

議 長 それでは議案第4号については原案通り決定されました。
それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。
(午前9時05分 閉会)

令和4年12月22日

議 長 _____ ㊟

9 番 _____ ㊟

10 番 _____ ㊟